

▶ 企業統治



コンプライアンス

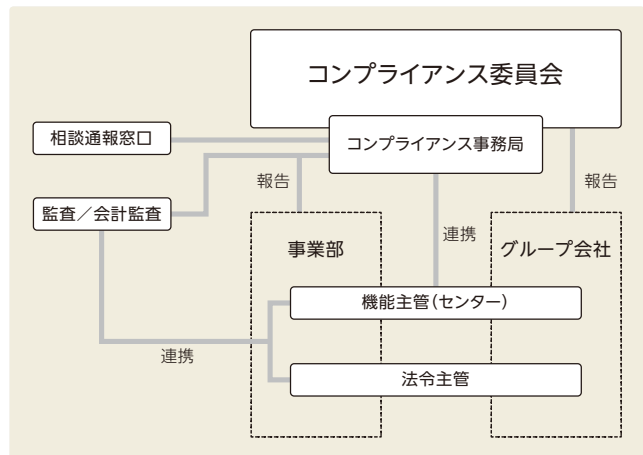
経営理念において「社会の一員として、法と倫理を遵守し、自然・地域と共生する企業をめざす」ことを宣言し、社会の期待に応えることを含めてコンプライアンス活動を進めています。

■ 推進体制・仕組み

コンプライアンスに関する重要な施策などを検討するために社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しています。また、日常の活動を支えるためにコンプライアンス統括部署のみならず、法令主管部署および各部にコンプライアンス管理責任者／管理担当者を設置することで、職場に適した活動を継続的に行うことができるよう取り組んでいます。

	予防	発見対処
事業部長	文化・風土、方針	調査・再発防止策構築
部門長	コミュニケーション、教育、方針	モニタリング、調査・再発防止策構築
機能主管(センター)、法令主管	各部方針支援、教育	モニタリング支援、調査・再発防止策構築

■ 組織・体制図



■ 具体的な取り組み

コンプライアンス強調月間活動

毎年10月に実施する「コンプライアンス強調月間活動」では、コンプライアンス意識の維持および向上を図っています。職場でコンプライアンスについて討議する機会のほか、PC起動時のメッセージ、社内報や役員講話、DVD上映会などを行っています。

教育・啓発

社会の期待に応え、信頼される企業となるためには、社員一人ひとりが自覚と誇りを持って行動することが不可欠と考え、階層別・テーマ別(独占禁止法、製造物責任法、贈収賄防止など)研修を開催しています。また、日常で起こりうるコンプライアンス事例を社内報およびニュースにて定期的に配信し啓発しています。

グループコンプライアンスへの取り組み

コンプライアンス統括部署や法令主管部署が主体となり、国内・海外子会社と連携を図り、各社の状況や環境に応じた体制整備や啓発活動を行っています。

社員行動指針

個人の尊重や社会のルール遵守などを定めた社員行動指針を、社員のコンプライアンス意識の啓発に活用しています。

相談通報

社内の問題を早期に発見し、解決するために、社内および社外に相談通報窓口を設置しています。社内の相談通報窓口は、問題をできる限り広く、かつ早期に吸い上げることができるよう、本社、各工場および労働組合の各所に設置するとともに、名称を「なんでも相談窓口」とし、窓口の敷居を低くする工夫をしています。また、社内の窓口には相談しづらいと感じる社員が相談自体を躊躇することがないように、「コンプライアンス・コール」として、社外弁護士事務所に相談通報窓口を設置しています。当然のことながら、相談者が特定されないことがないように秘密厳守を徹底しています。

以下のグラフのとおり、毎年一定数の相談があり、問題の早期解決に結びついています。

■ 相談通報件数

